

令和7年度第10回山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和8年1月15日(木) 午前9時30分～午前11時10分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
片山 潤之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、長尾 誠大、
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、
安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(1名)
小野 基之

(3)事務局
森野局長・松永副参事・多田主幹

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

井上 浩一郎(いのうえ こういちろう) 委員 及び、

上田 正士(うえだ まさし) 委員 をお願いいたします。

それでは、最初に11月総会で審議を保留しておりました、令和7年度第8回総会議案第25号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度第8回総会農地法第5条議案第25号、嘉川、公共施設の近距離にある第3種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

この事案につきましては、令和5年頃に農地法の許可を得ることなく造成をしていましたが、川西地区協議会で審議し、追認申請を認められるとともに、申請人から今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されたため、川西地区協議会で審議を行ったものです。

以上の議案につきましては、記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、川西区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく申し上げます。

会長

事務局からの議案説明、及び川西地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業

委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。只今審議しました審議について採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、仁保中郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は485アールとなります。

議案第3号、吉敷佐畑五丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第4号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は374アールとなります。

議案第5号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は0.8アールとなります。

議案第6号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は148アールとなります。

議案第7号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は154アールとなります。

議案第8号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は261アールとなります。

議案第9号、江崎、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第10号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は7,053アールとなります。

議案第11号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は 7,015 アールとなります。

議案第12号、阿東地福下、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、54アールとなります。

議案第13号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、1, 296アールとなります。

議案第14号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、1, 296アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が完了したので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

特に意見が無いようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図18ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、平井、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第16号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、道路を拡幅し、市に寄附するものです。

議案第17号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第18号、阿東徳佐中、農用地区域に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和4年1月28日付けで4条一時転用が許可され、この度一時転用許可期間が満了しましたが、今後も引き続き設置したいとの申請がありました。審議の結果、営農の適切な継続が確保されていることが確認できましたので、農地法施行令第11条第1項第2号に該当し許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、一時的な転用であり、申請人からは令和10年1月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、議案第18号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案17ページをお開きください。合わせて、参考位置図22ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第20号、大内矢田北四丁目、用途地域にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、大内氷上五丁目、用途地域内にある第3種農地に、進入路を整備するものです。

議案第22号、金古曾町、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第23号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地を整備するものです。

議案第24号、吉敷中東二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分

譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第25号、吉敷上東一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行とします。

議案第26号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、農業資材置場を整備するものです。

議案第27号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸資材置場を整備するものです。

議案第28号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行とします。

議案第29号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行とします。

議案第30号、平井、用途地域内にある第3種農地に、集合住宅用地と道路を整備するものです。

議案第31号、平井、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第32号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行とします。

議案第33号、朝田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第34号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、貸店舗用地を整備するものです。

議案第35号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、携帯電話基地局を整備するものです。

議案第36号、秋穂二島、集団的に存在する第1種農地を借り受け、敷地拡張し、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第37号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し、販売するものです。

議案第38号、佐山、公共施設から近距離の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第39号、小郡緑町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第40号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第41号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備する

ものです。

議案第42号、徳地八坂、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

A委員

議案第21号について、進入路とありますが、どこのための進入路ですか。

B委員

申請地南の宅地のための進入路です。今後北の農地を転用される予定か、そこまで聞いていませんが、現状は石垣なので、そこにきちんとした道を整備されると聞いています。

事務局

補足説明しますと、南の宅地の家は取り壊し、新たに家を建てるための進入路として利用するとのことでした。

A委員

はい。わかりました。

会長

他に意見ございませんか。無いようでしたら、以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち、議案第19号及び議案第36号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第51条第1項による原状回復の措置についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案33ページをお開きください。合わせて、参考位置図44ページ以降を御覧ください。

徳地1か所と阿東2か所の3発電施設については、令和4年12月21日付けで、発電事業者2者に対し、営農型太陽光発電設備を目的とした、農地法第3条の区分地上権及び農地法第5条の一時転用許可がされております。また、令和4年12月12日付で、阿東在住の営農者に対し、パネル下部でのサツマイモの営農を目的として、農地法第3条の賃貸借の許可がされております。

現地の状況ですが、令和6年7月頃に、一時的に定植された時期を除き、許可後から現在に至るまで、全体的に草が繁茂しており、適切な営農が継続さ

れているとはいえない状況が続いていたところです。また、徳地1か所と阿東1か所の2発電施設については、施設に掲げられた看板の発電事業者名に、当初許可を受けた者以外の事業者名が表示されていることを、令和6年7月に確認したところです。これらの状況は、許可書に記載した許可条件に違反しており、農地法第51条第1項の許可条件違反に該当することから、適切な営農に向けた改善措置と、事業計画を変更する場合には農業委員会の承認をうけることについて、口頭指導に加え、書面による是正勧告を行ってきたところです。

こうした指導・勧告にもかかわらず状態は改善されず、令和7年12月20日をもって一時転用期間を過ぎ、現時点では無断転用状態となっているものです。

こうしたことから、このたび、徳地1か所と阿東2か所の3発電施設について、営農型太陽光発電設備の撤去を求める原状回復命令を、農地法の許可対象者2者に対し、行うものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

C委員

履行期限が令和8年3月23日で、それまでに原状回復されない場合、売電収入などはどうなりますか。

事務局

資料に記載しておりますが、現在売電収入を得ているのは、許可を受けたのとは別の事業者で、そこが固定価格買い取り制度のFIT制度を利用されており、今回命令書を出す業者は売電収入を得ていません。許可を受けた業者

は、事業譲渡をしています。今は農地法上の事業譲渡の許可を得ない状況で、別の事業者が売電収入を得ており、このことは経済産業局とも情報共有しております。経済産業局は、FITの交付金を積み立てる措置等の権限がありますので、今回の原状回復命令が出ることによって、それを検討すると聞いています。委員さんのご指摘は、このままおいていたら、無断転用状態でありながら、無限に儲けることができるのでは、ということではないかと思いますが、そこは経済産業局と連携して、歯止めが効くかと考えています。ただ、FIT制度上の対応は、経済産業局の判断次第となります。

C委員

名義が変わったのは事務局ではわからないと思うが、どうしてわかったのか。

事務局

FIT制度を利用されているので、発電施設には発電事業者を看板で掲示する必要があります。営農の状況などを確認したところ、当初許可を出した事業者以外が掲示されていたので、これまで聞き取りなどで事実確認をしながら、適正な手続きをするよう、口頭指導や勧告書を当初許可した事業者に対して行ってきたところです。

D委員

撤去命令を出した後に、もし万が一営農され始めたらどうなりますか。

事務局

新しい営農者をつれてきて、しっかり営農するので、なんとか現状のまま撤去せずに更新できないかという相談はありましたが、それを踏まえ徳地・阿東地区協議会では、これから営農再開するといっても、今まで三年間営農をしていなかったのは事実であり、今回もし新たな営農者が営農したいとしても、今の施設をまずは撤去してもらい、もう一度申請をしていただくべきというのが、徳地と阿東の地区協議会の審議結果でした。

E委員

1月の徳地地区協議会で事業者の意見聴取もしましたが、その中で次の計画の話もありましたが、委員の意見としては、まずは現状をリセットすべきで、このままなし崩しに次の営農者、次の作物をと彼らは言い、今後はきちんとしますから認めてくださいと盛んに言ってました。私としましては、きちんとした手続きをせずに、あなた達はいろいろ言っているが、本当に信用できるのかといった発言をしました。意見を聞いた後、委員で審議した結果、さきほどあったように、一応これは撤去してもらおうということで、徳地地区協議会の意見がまとまったということです。

事務局

当初許可を出した事業者から今の発電事業者は、事業を買い取ったかたちとなります。発電事業者は営農については、当初許可事業者の系列会社で農業をやる会社があり、自分たちがしっかり下部の農業をやるという説明があったので、発電事業を買い取ったので、私たちはある意味被害者で、私たちも騙された。これからは、当初許可事業者とは手を切って、私たちで営農者を探してくるのでなんとかしてくれないかという説明の趣旨でした。徳地地区協議会では、三年間営農をしなかったのは事実で覆らないので、原状復旧してもらうしかないという審議結果でした。

F委員

発電事業者への対応は理解できますが、下部の営農者には何かあるのでしょうか。

事務局

下部の営農者には、当初から地区担当者が営農の意思を確認していましたが、サツマイモを営農する意思は無いということでしたので、今は3条賃貸借を得ている状況ですから、解約など、適切な対応をするよう指導していますが、何も提出が無い状況です。

G委員

当初は阿東の高齢の方が営農するという申請でしたが、その年齢で阿東と徳地で営農できるのかという話になり、その後親戚の方が営農することになりました。その方は農業をする方ではなかったので本人に確認したところ、営農しますということなので、許可となりました。で、1年目から作業されていなかったの確認したところ、やりませんと言われました。それで3年経ったので、厳しいかもしれませんが、原状回復してもらおうべきという意見に阿東地区協議会ではなりました。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら以上で、農地法第51条第1項による原状回復の措置についての議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。命令書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第51条第1項による原状回復の措置について命令書を発行することいたします。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第44号の資料を御覧ください。

このたび、非農地通知を出す該当農地は、上小鯖及び下小鯖で合計82筆、66,099㎡です。

資料1ページに全体の位置を、2ページから4ページに該当農地の筆別詳細を掲載し、5ページ以降が該当地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

H委員

I委員が欠席なので代わりに説明いたしますが、北部地区協議会では、対象地の中にはもう近づくこともできない農地もあるので、非農地判断は仕方ないという結論になりました。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、非農地通知については、送付することといたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案38ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、
合計477筆 796,894.91㎡です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。ご審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地利用集積等促進計画策定要請について、審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第46号、仁保下郷及び阿東地福下、農用地利用集積等促進計画策

定要請について説明いたします。

まず、山口県農地中間管理機構の「農地売買等事業」について説明させていただきます。

農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる「農地売買等事業」を行う場合、山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規定第7条第2項で、農地売買等事業は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の農用地等利用集積等促進計画に基づくものとし、同法第18条第11項の農業委員会の要請を基本とすることとなっております。

このたび、仁保下郷及び阿東地福下の農地について、「農地売買等事業」を利用したいとの申し出がありましたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、機構に対し農用地利用集積等促進計画策定を要請するものです。

申請人等詳細については議案のとおりです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

J委員

仁保の農地についてですが、周辺の田は申請者が耕作されており、今まで区画整理をしていなかった場所ですが、農地を取得し、申請者がやっ払いこうという考えのようです。

会長

他に意見はございませんか。無いようでしたら、採決を行います。只今審議

しました農用地利用集積等促進計画策定要請について、「素案のとおり策定を要請」することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画策定要請については、素案のとおり策定要請することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案41ページをお開きください。合わせて、参考位置図47ページ以降を御覧ください。

議案第47号から議案第55号について、一括で説明いたします。

北部地区2件、中央地区4件、川西地区1件、阿東地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

すべての議案について、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見が無いようですので、採決を行います。
現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見等なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見等なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和8年1月15日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 井上 浩一郎

署名委員 上田 正士

記 録 者 多田 厚